

指定管理運營業務の評価の決定について

(1) 各評価項目について

S (優良)、A (良好)、B (ほぼ良好)、C (要改善) の4段階で評価をする。

(2) 指定期間10年によるデメリットの抑止策

I (3) ①年間利用者数

目標利用者数の

【100%以上…S/目標値の85%以上100%未満…A/70%以上85%未満…B/70%未満…C】

※但し、6年目以降は、目標利用者数未滿及び1～5年目の平均年間利用者数を

下回った場合は「C (要改善)」とする。

I (4) 施設管理

正当な理由なく、各年度の修繕費の実績 (具体的な予定額含む) が提案による計画の90%を下回る場合は「C (要改善)」とする。

(3) 評価項目に複数の評価基準があるものについて

各評価基準につき評価項目と同じSABCの4段階で評価したうえで、

S (4点)、A (3点)、B (2点)、C (1点) として、評価基準の平均値により評価項目の評価を、平均得点が【 $4 \sim 3.5 \dots S / 3.4 \sim 2.5 \dots A / 2.4 \sim 1.5 \dots B / 1.4 \sim 1 \dots C$ 】として

決定する。

(4) 評価基準に目標値が設定されているものについて

目標値の達成度が

【100%以上…S/目標値の85%以上100%未満…A/70%以上85%未満…B/70%未満…C】

として評価を決定する。